

きょうとふ きんきゅうじたい とく 京都府の 緊急事態の 取り組み

きょうとふ きんきゅうじたい とく くないよう 京都府の 緊急事態の 取り組み 内容

1. できるだけ ^{いえ} 家に いてください
2. イベントなどを ^{いべんと} しないでください
3. ^{みせ} 店や ^{たてもの} 建物の ^あ 開けている ^{じかん} 時間を ^{みじか} 短くする ^し お知らせ
4. ^{しごと} 仕事へ ^い 行くこと など
5. ^{でんしゃ} 電車や ^{ばす} バスなどの ^{かいしゃ} 会社への ^{ねが} お願い

^あ 開けている ^{じかん} 時間を ^{みじか} 短く することなどへの ^{おうえん} 応援

^{だいがく} 大学・^{こうとうがっこう} 高等学校・^{ちゅうがっこう} 中学校などへの ^{ねが} お願い

きょうとふ
京都府

きょうとふ きんきゅうじたい と く ないよう 京都府の 緊急事態の 取り組み 内容

I ちい き きょうとふ
地域 京都府

II きかん ねん がつ にち がつ にち
期間 2021年4月25日～5月11日

III ねが
お願いすること

1. できるだけ 家^{いえ}に いてください

2. イベント^{いべんと}などを しないでください

3. みせ たてもの あ じかん みじか
店や 建物の 開けている時間を 短くする お知らせ

4. しごと い
仕事へ 行くこと など

5. でんしゃ ばす かいしゃ ねが
電車や バスなどの 会社への お願い

IV あ じかん みじか おうえん
開けている 時間を 短くする ことなどへの 応援

Ⅲ お願いすること

1 できるだけ家に いてください

(国の法律 (特措法第45条第1項) に 合わせた お願い)

- 特に 午後8時から 急ぐ 用事が ないときは できるだけ 家に いてください。
- 混んでいる場所や 時間を 避けて 行動すること。
- 次の (1)～(3)の 店には 行かないで ください。
 - (1) 新型コロナウイルスに ならないために することが しっかりと 守られていない 店など
 - (2) 店を閉める お願い
 - (3) 開けている 時間を 短くする お願いが 守られていない 店など
- 京都府の 外へは できるだけ 行かないで ください。

(国の法律 (特措法第24条第9項) に 合わせた お願い)

- 路上・公園などで 皆で 集まって お酒を 飲むことなど 新型コロナウイルスに うつる可能性が 高いことは しないでください。
- 病院や 年をとった人が 世話を してもらいながら 住む 場所などに 会いに 行くことは しないでください。

2 イベントなどをしないでください

くに ほうりつ とくそほうだい じょうだい こう
(国の法律 (特措法第24条第9項))

いべんと するひと たてもの みせ かんり ひと いべんと さんかしゃ い
イベントを する人や 建物や 店を 管理する人は イベントに 参加者を 入れないで
ください。おおきさや ばしょ たてもの なか そと かんけい
大きさや 場所 (建物の 中も 外も) 関係ありません。

3 店や建物の開けている時間を短くするお知らせ

飲食店<=飲んだり 食べたり する店>へのお願い（国の法律（特措法第45条第2項）に合わせたお願い）

対象となる 店や建物	店や建物の説明	お願いする内容
飲食店など	<p>【飲食店】レストラン（居酒屋を含む）・カフェなど（配達・店や建物など家に持って帰るは制限がありません）</p> <p>【遊興施設】バー・カラオケボックス※などで食品衛生法の許可がある店</p> <p>【カラオケ】カラオケができる店（食品衛生法の許可がない店を含む）</p>	<p>お酒を出したりカラオケのある時</p> <p>店や建物を閉めてください</p> <p>お酒を出さないカラオケのない時</p> <p>店や建物を開ける時間を短くしてください。（午前5時～午後8時）</p>

※泊まる人が多いインターネットカフェ・マンガ喫茶などはこの制限を お願いしません。ただし 店や建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内することや お酒を出すこと カラオケは やめてください。

【店や建物を開けるために お願いすること】

（国の法律（特措法第45条第2項）に合わせたお願い）

- ・働いている人が できるだけ 検査を受けるように してください
- ・店や建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内し 熱や 咳などがある人は 店や建物に 入ることが できないようにする。
- ・手や指の 消毒が できるようにしたり 店や建物の 消毒をする
- ・マスクを着けたり 他の 病気を 防ぐための 方法を 来る人に 知らせる
- ・正しい 理由がないのに マスクを着けていない人は 入ることが できないようにする
- ・部屋や建物の 中の 空気を 入れ換える
- ・アクリル板を 置いたり 人と 人との 間を 広くして 飛沫感染 <=会話や 咳やくしゃみをする と 口から 細かい つばや 鼻水などが 飛びます。これを 飛沫と言います。ウイルスの 入った 飛沫が 目・鼻・喉から 入って 感染することが 飛沫感染です。>を 防ぐ

（国の法律（特措法24条第9項）に合わせたもの）

- ・CO2を 測る 機械を 置いたり 業種別ガイドライン<=仕事の種類によって 決められている ルール>を しっかり 守る

いんしょくてん の た みせ いが い ねが くに ほくりつ とくそほうだい じょうだい こう あ ねが
 飲食店<=飲んだり 食べたり する店> 以外への お願い (国の法律 (特措法第24条 第9項に 合わせた お願い))

し ねが みせ たてもの とくそほうだい じょう かんけい
 (1) 閉めることを お願いしない 店や 建物 (特措法第11条に 関係するもの)

たいしょう 対象となる 店や 建物	みせ たてもの せつめい 店や 建物の 説明	ねが ないよう お願いする 内容
① 社会福祉施設など	ほいくしょ かいごろうじんふくしせつ 保育所・介護老人福祉施設など	おんらいん つか オンラインを 使って ください
② 学校・大学・学習塾など	ようちえん しょうがっこう ちゅうがっこう こうとうがっこう とくべつしえんがっこう 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・ だいがく せんしゅうがっこう かくしゅがっこう きょういく おこな 大学・専修学校・各種学校などの 教育を 行うところ・ じどうしゃきょうしゅうじょ がくしゅうじゅく 自動車教習所・学習塾など	くら ぶかつどう ・クラブ活動を やめてください。 おんらいん つか ・オンラインを 使って ください。 がっこう きょういく ・学校での 教育を するために しっかりと かんせん ふせ べつし き 感染を 防ぐ。別紙1に 気をつける。
③ 図書館	としょかん 図書館	くに ほくりつ いが い ねが (国の法律 以外での お願い) き ひと ばしょ あつ 来た人が ひとつの 場所に 集まらない ように する。
④ 物を 売っている店 (生活に 必要な物を 売って いる店)	せいかつ ひつよう もの う ねが た もの くすり いりよう 生活に 必要な物を 売っている店 (食べ物・薬・医療 き き えいせいようひん さいせいりょうとうせいひん ねんりょう 機器・衛生用品・再生医療等製品・燃料 がそりん すたんど (ガソリンスタンド) など)	かんせん ふせ しっかりと 感染を 防ぐ。
⑤ サービスを 提供している 店 (生活に 必要なサービスを している店)	せいかつ ひつよう さーびす みせ りようしつ びよういん 生活に 必要なサービスをして いる店 (理容室<=美容院な ど 髪の毛を 切るところ>・銭湯<=風呂屋>・貸衣装屋・不動 さんや しちや じゅうい くりにんぐ かんこんそうさい しより 産屋・質屋・獣医・クリーニング・冠婚葬祭・ごみ処理 かんけい 関係など)	き ひと ばしょ あつ ・来た人が ひとつの 場所に 集まらない ように する。 さけ だ からおけ ・お酒を 出さない。カラオケを やめる。

※この他に 病院・家・泊まる場所・電車やバス・工場・金融機関 (銀行など)・役所なども この制限を お願いしません。

(病気に ならないことを しっかりと 守ってください。(仕事の 種類ごとの 決まりを 守ってください。))

飲食店<=飲んだり 食べたり する店> 以外への お願い (国の法律 (特措法第24条第9項に 合わせた お願い))

(2) 閉めることを お願いする 店や 建物 (床の面積が 1,000 m²より 広い 店
や 建物)

対象となる 店や 建物	店や 建物の 説明	お願いする 内容	
		1,000 m ² より 広い	1,000 m ² まで
①映画館など	映画館・プラネタリウム	施設を閉めてください	(国の法律 以外での お ねが 願い)
②商業施設	大規模小売店・百貨店・ショッピングセンター・ スーパーなど (生活に 必要な物を 売っている 店や 生活に 必要な サービスをしているところは 含みません)		
③運動・遊戯施設 <=スポーツや 遊ぶところ>	体育館・スケート場・水泳場・屋内テニスコート・柔道 や剣道をするところ	施設を閉めてください (全国から 人が 集ま る大会などは 観客を 入れずにしてくださ い)	・来た人が ひとつの 場所に 集まらないよ うに してください。 ・お酒を 出したり カラオケは やめてく ださい。 ・開けている時間を 短 く してください。 (午前5時～午後8時)
	ボウリング場・スポーツジム・ホットヨガ・ ヨガスタジオ・マージャン店・パチンコ店・ ゲームセンターなど		
④遊興施設<=遊ぶところ>	個室ビデオ店・ライブハウス・射的場・競馬の チケット売り場など	施設を閉めてください	
⑤博物館など	博物館・美術館など		
⑥サービスを 提供する店 (生活に 必要な サービス は 含みません)	スーパー銭湯・ネイルサロン・エステサロン・ リラクゼーションなど		

いんしょくてん の た 食べたり する店> 以外への お願い (国の法律 (特措法第24条第9項に 合わせた お願い))

(3) イベントと同じ内容の お願いをする店や 建物(建物の 大きさに 関係なく するお願い)

対象となる 店や建物	店や 建物の 説明	お願いする 内容
① 劇場など	劇場・観覧場・演芸場	観客を 入れないで ください
② 遊戯施設	テーマパーク・遊園地	
③ 集会・展示施設※	集会場・公会堂・展示場・貸会議室・文化会館・多目的ホール	・イベントをする時は 観客を 入れないで ください
④ ホテル・旅館※	ホテル・旅館 (人の 集まる 場合 に対してです。泊まる部屋は 制限しません。)	(下は 国の法律 以外での お願い) ・来た人が ひとつの 場所に 集まらないように してください。
⑤ 運動施設※	野球場・ゴルフ場・陸上競技場・屋外テニスコート・ゴルフ練習場・バレーボール練習場 など	・お酒を 出したり カラオケを やめてください。 ・開けている時間を 短く してください。(午前5時～午後8時)
⑥ 結婚式場	結婚式場	・お酒を 出したり カラオケを やめてください。(国の法律 (特措法第45条第2項)) ・開けている時間を 短く してください。(午前5時～午後8時) (国の法律 (特措法第45条第2項)) ・1時間30分までで 終わって ください ・参加できる人数は 50人までか 建物に 入れる人数の 割合は 50% までで してください
⑦ 葬祭場	葬祭場	(国の法律 以外での お願い) ・お酒などを ださないで ください

※ 少ない人数での 会議や 練習は できます

【きょうとふ 京都府の とく 取り組み】

きょうとふ 京都府の たてもの 建物や こうえん 公園などで だれ 誰でも い 行くことの できる できる ところは し 閉めます。たてもの 建物などの
なまえ 名前は べつし 別紙2に おな あります。おな (同じ場所にある ちゆうしゃじょう 駐車場も し 閉めます。)

4 仕事へ行くことなど

くに ほうりつ とくそほうだい じょうだい こう あ ねが
(国の法律(特措法第24条第9項に合わせたお願い))

- ・ 仕事は できるだけ テレワーク <=インターネットを 使って 家などで 仕事を すること>を して ください。 ゴールデンウィークの 期間に できるだけ 休みを 取って「会社へ 行って 仕事を する人の 数を 70%減らすこと」を 目標に します。
- ・ どうしても しないと いけない 仕事 以外は 午後8時から 仕事を しないで ください。
- ・ 会社へ 行って 仕事を するときでも 会社が 決めた日・時間・自転車などで 行くようにして しっかりと 会社で 病気が 広がらないように してください。

5 電車やバスなどへのお願い

くに ほうりつ とくそほう いがい ねが
(国の法律(特措法 以外の お願い))

ちかてつ ばす かいしゃ ひと きょうりよく
・地下鉄やバスなどの会社を している人は (1)～(3)に 協力してください。

へいじつ さいご しゅっぱつ でんしゃ じかん はや
(1) 平日の最後に 出発する 電車の 時間を 早く すること

しゅうまつ きゅうじつ でんしゃ かず へ
(2) 週末・休日の 電車の 数を 減らすこと

たーみなる ばす たくさん あつ けんおん ねつ はか
(3) ターミナル<=バスなどが たくさん 集まる場所>で 検温<=熱を 測ること>を すること

かいしゃ みせ ひと たてもの そと らいと よる け
・会社や 店を している人は 建物の 外の ライトを 夜のあいだ 消して くださ
い。(安全の ための ライトは 含みません)

IV 開^あけている 時間^{じかん}を 短^{みじか}くする ことなどへの 応^{おうえん}援

国^{くに}の法律^{ほうりつ}（特^{とく}措^そ法^{ほう}）に 合^あわせて 建^た物^{たもの}や 店^{みせ}を 閉^しめること^あや 開^あけている時間^{じかん}を 短^{みじか}く した^おうえん ときは 応^{おうえん}援^{えん}します。

（参^{さん}考^{こう}） 緊^{きん}急^{きゅう}事^じ態^{たい}の 取^とり組^くみに ついて

京^{きょう}都^と府^ふに 住^すむ人^{ひと}や 会^{かい}社^{しゃ}や 店^{みせ}を して^している 人^{ひと}から^の 問^と合^あせ

【問^と合^あせ先^{せん}】 京^{きょう}都^と府^ふ 新^{しん}型^がコ^こロ^ろナ^なウ^うイ^いル^るス^す ガ^がイ^いド^どラ^らイ^いン^んト^う コ^こー^ール^るセ^せン^んタ^たー

【電^{でん}話^わ番^{ばん}号^{ごう}】 075-414-5907 日^に本^{ほん}語^ごだ^{だけ}

【時^じ間^{かん}】 月^{げつ}曜^{よう}日^び～金^{きん}曜^{よう}日^び 午^ご前^{ぜん}9^じ時^じ～午^ご後^ご5^じ時^じ

大学・高等学校・中学校などへのお願い

大学などへのお願い

(国の法律(特措法第24条第9項に合わせたお願い))

- 大学などで、できるだけオンライン授業を行ってください。学校に来る学生の数を50%以下にしてください。
- 大学ガイドラインをしっかりと守ってください。大学はガイドラインを守ることができるクラブ活動に許可を出してください。また、ほかの都道府県へ行くことは中止か延期してしっかりと病気を広めないようにしてください。できないときは行く前にPCR検査をして陰性<=病気でないこと>を確認してください。
- 京都府と国は大学で新型コロナウイルスモニタリング検査などをします。協力してください。
- 大学などの授業や課外活動の前や後などにみんなで食べたり飲んだりしないでください。(「きょうとマナー」を守ること)
- 学生寮でしっかりと病気を広めないことをしてください。
- 学生が次の行動をしないようにしてください。
 - 京都市では午後8時から京都府の他の地域では午後9時からはレストランなどに行かないでください。
 - クラブやサークルなどでみんなで食べたり飲んだりしないこと。
 - たくさんの人数で行動したり友達の家泊ったり集まらないこと。
- 食べたり飲んだりするときもマスクを外して会話しないこと。

ちゅうがっこう こうとうがっこう ねが
中学校・高等学校などへの お願い

くに ほうりつ とくそほうだい じょうだい こう あ ねが
(国の法律(特措法第24条第9項に 合わせた お願い))

- ・ 学校に 行く時間を 電車や バスが 混まない時間に 変えてください。また、学校から 家に 帰るときに 混まないように 1つの 授業時間を 短くしてください。このような方法で それぞれの 学校の 状況を 考えて 学校へ 行ったり 家へ 帰ったり するときの 密を 避けてください。
- ・ 中学校や 高等学校で クラブ活動を するときは 下の1~4を 守って 病気を 広げないように してください。
 - 1 同じ学校の 生徒だけで 活動すること。
 - 2 学校の中だけで 活動すること。
 - 3 活動時間は 2時間以内 にと すること。
 - 4 泊まらないこと。
- ・ 大きな大会 (全国大会・近畿大会など) につながり 病気を 広げない 取り組みを している 大会や 発表会などへ 参加するときは ルールを よく確認して 参加してください。